

加入光ファイバの未利用芯線について

令和 2 年 1 2 月

総務省
料金サービス課

接続料の算定に関する研究会 第四次報告書(令和2年9月)

第4章「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」 1. 加入光ファイバの未利用芯線 (3) 考え方

加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、**今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要**であり、そのため**当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などに行き得る限り一般公表されることが適当**である。

この時系列データは、サンプル数を増やしたとしても、直ちに定量的な結論を導き出せるものではないと考えられるものの、他方で、未利用芯線の実態をより明らかにする観点からは、より多くの事例を収集し、類似の事例を整理することで、投資の合理性に関する検証の精度を高めることが可能になると考えられる。

したがって、NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である。

第四次報告書(案)に対する意見及びその考え方

< 意見68 >

未利用芯線の時系列データについて、第三次報告書でも「認可申請時などに行き得る限り一般公表されることが適当」とされていますが、**NTT東西殿から総務省殿へ報告済みの6ビル分(2019年12月集計)のデータについては、令和2年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請時に未公表のため、次回の認可申請を待たずに一般公表されるべき**と考えます。【ソフトバンク株式会社】

< 考え方68 >

- 加入光ファイバの未利用芯線について、時系列のデータ及び当事者による評価分析が、総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などに行き得る限り一般公表されることが適当であることから、**総務省において、2019年12月集計のデータ及び評価分析の公表について、NTT東日本・西日本と調整の上、対応することが適当**と考えます。